第2回 邑楽町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年8月11日(火)午後3時00分~3時26分
- 2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
- 3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松﨑 マサヱ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 髙田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
- 4. 欠席委員
- 5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤 勇太
- 6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2議案
 - 議案第 6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (所有権)
 - 議案第 7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 議案第 8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届 出について
- 7. 会議の概要

それでは只今より、第2回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。

事務局長(吉田)

只今の出席委員数は、10名でございます。

会長 (天谷)

事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 在任委員の過半数が出席しております。よって、第2回邑 楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。

<会長挨拶>

これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番松﨑マサヱ委員、同じく4番松島章倫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。

次に議事日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の 規定による許可申請(所有権)についてを議題といたしま す。

1番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、 議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、 7番島田信成委員の退席をお願いします。それでは1番に ついて事務局より説明願います。

事務局(國府田)

議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請 (所有権)についてであります。次の通り、農地法第3条 第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を 求めます。令和2年8月11日、邑楽町農業委員会長、天 谷豊。

番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから5ページに記載がございます。

現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。8月7日、1班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されていました。以上、皆様の審議を宜しくお願いします。

会長 (天谷)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、 許可することと決定します。

続きまして議案第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局(國府田)

議案第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請 についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規 定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。 令和2年8月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。

番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては6ページから9ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。

7番(島田)

7番島田です。8月7日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字赤堀字宿地内、案内図は資料の6ページ、付近状況図は7ページを参照してください。申請地は現在、農作業所として利用されております。農地区分は第1種農地ですが、建物が農業用施設であることから、不許可の例外に該当いたします。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより 質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお 願いします。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許

可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。

続きまして2番について事務局より説明を願います。

事務局(國府田)

番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては10ページから13ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。

5番 (小林)

5番小林です。8月7日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字篠塚字寺中地内、案内図は資料の10ページ、付近状況図は11ページを参照してください。申請地は現在、住宅の庭として利用されていました。農地区分は第1種農地ですが、申請地が集落に接続していることから、不許可の例外に当たります。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより 質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお 願いします。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。

続きまして議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。

事務局(國府田)

議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請 についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規 定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

事務局(國府田)

令和2年8月11日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。

番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、14ページから17ページを参照してください。以上です。

会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

6番 (中村)

6番中村です。8月7日に事務局と1班で行いました。申請地は大字中野字久保林地内、案内図は資料14ページ、付近状況図は15ページを参照してください。分家住宅の申請で、農地区分は第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。

続きまして2番について事務局より説明を願います。

事務局(國府田)

番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、18ページから21ページを参照してください。以上です。

会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

5番 (小林)

5番小林です。8月7日に事務局と1班で行いました。 申請地は大字鶉字雷土地内、案内図は資料18ページ、付 近状況図は19ページを参照してください。申請地は現 在、住宅の庭として利用されていました。第2種農地と判

5番(小林)

断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。

続きまして3番について事務局より説明を願います。

事務局(國府田)

番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、22ページから25ページを参照してください。以上です。

会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

6番 (中村)

6番中村です。8月7日に事務局と1班で行いました。 申請地は大字中野字毘沙門地内、案内図は資料22ページ、付近状況図は23ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、申請地が集落に接続していることから、不許可の例外に当たります。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。こ

の件について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。

続きまして4番について事務局より説明を願います。

事務局(國府田)

番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、26ページから29ページを参照してください。以上です。

会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

7番(島田)

7番島田です。8月7日に事務局と1班で行いました。 申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料26ページ、 付近状況図は27ページを参照してください。6月の総会 で出てきた案件ですが、開発許可の事情から、今回の申請 に至ったものです。農地区分は第2種農地と判断されま す。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断し た結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認 の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いしま す。

会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。

続きまして議事日程第3、報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局(國府田)

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による農地 転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第 1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告し ます。令和2年8月11日、邑楽町農業委員会長、天谷 豊。

こちらは市街化区域内における 5 条の届出によるものでございます。番号 1 番から 2 番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については 3 0 ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。

会長 (天谷)

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第2回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年9月11日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 松﨑 マサヱ

委員 松島 章倫